
日本エコレザー基準認定制度について

(社)日本皮革産業連合会

日本エコレザー基準の背景

世界の革・革製品の環境ラベルは、1994年にオランダおよびEU靴統合ラベルが発表されて以来、繊維関係を主体としたエコテックススタンダード100、ドイツのSGラベル、ドイツ鞣製学校のWGRマーク、国際タンナーズ協会（ICT）のエコトックスラベル、中国の本革エコマーク基準が相次いで発表されました。

我が国では2007年に日本皮革技術協会により(社)日本タンナーズ協会と協力して作成した「日本エコレザー基準」が提案されました。エコレザーとは「日本エコレザー基準」に適合し、革の資源、製造、流通、消費、廃棄、リサイクルなど全般における環境負荷低減に配慮し、環境面への影響が少ないと認められる革材料のことをいいます。その基準は(財)日本環境協会が実施しているエコマーク商品の「かばん・スーツケース」、「靴・履物」での革素材の基準として採用されました。(財)日本環境協会では平成21年度には革手袋、革衣料、家具、ベルトなどをエコマーク商品として認定することが予定されています。

(社)日本皮革産業連合会ではこの原案を基に各会員団体の意見を踏まえて「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン-2009」、「日本エコレザー基準書-2009」を決定し、2009年8月に日本エコレザー基準認定制度を開始しました。

次に、本認定制度についてQ&A形式で説明します。

Q 1：日本エコレザー基準認定革とは何ですか？

A：日本エコレザー基準（JESと略す）の

主な認定要件は、

- ・天然皮革であること。
- ・排水、廃棄物処理が適正に管理された工場で作られた革であること。
- ・臭気、化学物質（ホルムアルデヒド・重金属・PCP・禁止アゾ染料・発がん性染料の使用制限）および染色摩擦堅ろう度に関する一定の基準を満たしていることです。

JESに認定された革およびその革を使用した革製品には(社)日本皮革産業連合会とのラベル使用契約に基づき「日本エコレザー基準認定ラベル」を表示することができます。

Q 2：認定機関はどこですか？

A：(社)日本皮革産業連合会です。

Q 3：申請書類等はどこで入手できますか？

A：(社)日本皮革産業連合会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jlia.or.jp>

Q 4：誰が申請できますか？

A：申請者は、革製造業者、革販売業者、革製品製造業者および革製品販売業者です。ただし、革製造業者以外が申請する場合は申請する革の製造業者を明らかにせねばなりません。また、革製造業者による発がん性染料不使用および革製造排水および廃棄物の適正処理の遵守等の証明書類と宣言書が必要です。

Q 5：申請できるのは日本製の革だけですか？

A：日本製の革でも外国製の革でも申請できます。ただし、革製造業者による発がん性染料不使用、革製造排水および廃棄物の適正処理の遵守等の証明書類と宣言書が必要です。

Q 6：日本製の革とは何をいうのですか？

A：この基準では最終仕上げを日本で行った革を日本製としました。

Q 7：申請に料金はかかりますか？

A：申請料金は無料です。認定料金もかかりません。ただし、革の分析費用がかかり、これは申請者等が分析機関に直接支払っていただきます。

Q 8：申請から認定までの流れはどうなっていますか？

A：次の手順で行います。

①(社)日本皮革産業連合会のホームページ等から「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン」および「日本エコレザー基準書」を入手します。申請書類等もここにあります。申請する革が「日本エコレザー基準書」に定められている認定の対象革であることを確認します。さらに革製造業者(タンナー等)が準備する書類が必要ですのでそれらが揃えられることを確認します。

②革を分析機関に持ち込み、基準書に定められた項目を分析します。分析には約2週間から1ヶ月かかります。なお、分析費用を負担した企業のうち(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業は認定後に認定奨励金を申請することができます。認定奨励金の対象は日本製の革に限られます。

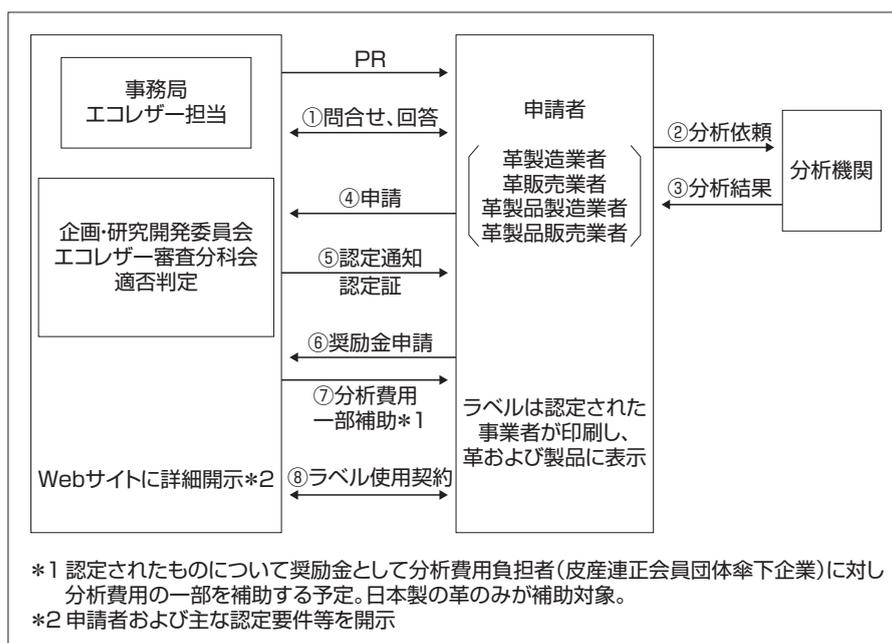
③分析結果が届きます。

④分析結果が基準に適合しているか否かを確認し、適合していれば必要書類および提出用の革をそろえて(社)日本皮革産業連合会に申請します。

⑤(社)日本皮革産業連合会において申請書類を審査し、合否を申請者に通知し、適合した革には認定証を発行します。なお、審査は受付期間終了後にまとめて行いますので合否通知までに受付期間終了後から約1ヶ月かかります。

⑥日本エコレザーに認定された革の分析費用を負担した企業で分析費用の助成を希望する人は(社)日本皮革産業連合会に認定奨励金を申請します。ただし、この申請は(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業で日本製の革に限られます。(Q19参照)

認定の流れ



⑦社日本皮革産業連合会は申請書類を審査し、規定の範囲内で奨励金を支払います。

⑧日本エコレザー基準認定ラベル（JESラベル）の表示を希望する事業者は「JESラベル使用契約」を社日本皮革産業連合会と交わし、事業者は認定を受けた革に「JESラベル」を表示することができます。また、必要があればその革を使用した革製品にも「JESラベル」を表示することができます。JESラベルを表示した場合、会社名、住所、連絡先および申請内容の全部又は一部が社日本皮革産業連合会のWebサイト上に開示されます。（Q21参照）

Q 9：申請書類等の審査は誰が行うのですか？

A：社日本皮革産業連合会の企画・研究開発委員会の日本エコレザー審査分科会が審査します。委員は利害関係のない第三者によって構成されています。

Q10：分析項目と基準値はどうなっていますか？

A：適用分類はエキストラ（36ヶ月未満の乳幼児用）と成人（皮膚接触）および成人（皮膚非接触）に分かれています。また、染色摩擦堅ろう度は仕上げ方法および色濃度により基準値が異なっています。それぞれの分析項目と基準値は下表のとおりです。

人（皮膚非接触）に分かれています。また、染色摩擦堅ろう度は仕上げ方法および色濃度により基準値が異なっています。それぞれの分析項目と基準値は下表のとおりです。

Q11：認定基準等の見直しはあるのですか？

A：日本エコレザー基準認定については社日本皮革産業連合会として初めての事業であり、今後どのような効果や影響が出るか予想がつかない点があります。そこで、実施1年後に認定方法、基準等を見直したいと考えています。

Q12：認定の有効期間は何年ですか？認定の更新等はできますか？

A：認定の有効期間は1年とし、更新する場合は、毎年更新手続きを行うこととします。ただし、更新期間は最長3年です。さらに延長する場合は新規に分析結果等を提出し審査します。この場合、再認定とし、当初の認定番号が使用できます。

Q13：革の分析費用は幾らくらいかかるのですか？

A：1点約11～12万円かかります。

エコレザー認定の分析項目と基準値

項目	適用分類		
	エキストラ*1	成人*2（皮膚接触）	成人*2（皮膚非接触）
臭気	3級以下		
溶出ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下	300mg/kg以下
溶出重金属（鉛）	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	
（カドミウム）	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	
（水銀）	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	
（ニッケル）	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	
（コバルト）	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	
（六価クロム）	検出せず	検出せず	
（総クロム）	50mg/kg以下	200mg/kg以下	
ペンタクロロフェノール	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	
染料（発がん性芳香族アミン）	検出せず	検出せず	
染料（発がん性染料）	使用せず	使用せず	

染色摩擦堅ろう度	顔料仕上げ	ナチュラル仕上げ（淡色）	ナチュラル仕上げ（濃色）
（乾燥、フェルト汚染等級）	3 - 4級	3 - 4級	2 - 3級
（湿潤、フェルト汚染等級）	2 - 3級	2 - 3級	2級

* 1：36ヶ月未満の乳幼児

* 2：36ヶ月以上

Q14：分析はどこでできますか？

A：(財)日本皮革研究所、(財)日本染色検査協会、(財)日本繊維製品品質技術センター、(財)化学物質評価研究機構で分析できます。また、各都府県の公設皮革試験所でも対応できるよう分析機器の整備を進める計画と聞いています。必ずしも1機関で全項目を分析する必要はありません。4機関まで分析項目を分けることもできます。

Q15：分析にはどのくらいの日数がかかりますか？

A：約2週間～1ヶ月と見込んでいます。詳しくは分析機関にお問い合わせ下さい。

Q16：認定された革と同一の処方で製造した革でも再度、分析や認定申請が必要ですか？

A：同一処方で作られた革であれば、違うロットでも分析や申請の必要はありません。

Q17：同じ商品群で色だけ違う場合の分析はどうなりますか？

A：色違いの革では色に関係する項目を追加で分析する必要があります。すなわち、色材に関係する、鉛、カドミウム、コバルト、クロム、発ガン性芳香族アミンの分析、染色摩擦堅ろう度の測定です。

Q18：申請から認定まで何日かかりますか？

A：平成21年度の第1回目は10月上旬に申請を締切り、審査会を開催して10月末には認定する予定です。次回の申請時期については今後検討し、当協会のホームページ等でお知らせします。

Q19：分析費用は高額ですが助成制度はありますか？

A：(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業で日本エコレザーに認定された革の分析費用を負担した業者に対して認定奨励金として1件の認定につき分析費用等の2/3まで8万円を限度に助成します。ただし、助成対象は日本製の革に限られます。

Q20：日本エコレザー基準認定ラベルとはどんなものですか？

A：日本エコレザー基準認定ラベル（以下、JESラベルと略す）は、表側に図案、裏側又は添付ラベルに認定番号、認定年月日、革素材製造国、ラベル主旨、詳細が掲示されているウェブサイト、認定機関等が記載されます。次に革に表示する場合の事例を示します。（ただし、製品に表示する場合はQ21の例によります）

日本エコレザー基準認定ラベルの事例（革に表示する場合）



日本エコレザー基準認定ラベル

認定番号：09#####

認定年月日：2009.10.##

革の製造国：日本

このラベルは、革の化学物質（重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など）が基準内であることを認定したものです。

詳細の掲示：

<http://www.jlia.or.jp/>

(社) 日本皮革産業連合会

マークの意味：

皮を鞣すドラムが回転し液が勢いよく跳ねて躍動している様子を表す。

若葉はエコの象徴

マークの中の白抜きは小文字のe、躍動している青い液体はc、外周はoで、ecoを表す。

全体の丸は地球を表す。

Q21：JESラベルはどのようにして使用したらいいのですか？ラベルは(社)日本皮革産業連合会で発行するのですか？

A：日本エコレザーとして認定された革の事業者（以下、JES革認定事業者と略す）は(社)日本皮革産業連合会とJESラベルの使用契約を締結した後に「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」等に従って、認定された革にJESラベルを付けることができます。また、JES革認定事業者以外の事業者が革製品等にJESラベルを使用する場合は、JES革認定事業者からJES認定革の使用承諾を得た後、(社)日本皮革産業連合会とJESラベルの使用契約を行う必要があります。契約期間は使用契約締結日から認定期限までです。更新を希望するときは認定の更新および再認定が認められた期間内において使用契約を延長できます。

JESラベルは(社)日本皮革産業連合会が発行するものではなく、事業者が契約等に基づいて印刷し、表示するものです。

「使用規程」および「使用の手引き」等は、近日中に(社)日本皮革産業連合会のホームページに公開されますのでそれを参照して下さい。

次にJES革認定事業者とJES認定ラベル使用者が異なる場合を図に示します。

例：JES革認定事業者；革製造業者
JES認定ラベル使用者；革製品製造業者

革製品にJESラベルを使用できる条件は次のとおりです。

- ・JES認定革を表面積で60%以上使用すること。
- ・使用部分を明示すること。
- ・JES革認定事業者による革の使用承諾と認定番号の使用の承諾を得ること。

革製品に表示する場合のラベルの例（マークはQ20の例と同じです。）

日本エコレザー基準認定ラベル	
認定番号;09####1	(甲革、黒色革)
認定番号;09####2	(甲革、赤色革)
認定番号;09####3	(裏革、茶色革)
革の製造国；日本	
このラベルは、革の化学物質（重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など）が基準内であることを認定したものです。	
詳細の掲示；	
http://www.jlia.or.jp	
(社)日本皮革産業連合会	
(製品表示許可番号；G09####)	

本認定制度についての問い合わせ先：

(社)日本皮革産業連合会
エコレザー担当；今井、黒谷
〒111-0043東京都台東区駒形1-12-13
皮革健保会館7階
Tel; 03-3847-1451 Fax; 03-3847-1510
<http://www.jlia.or.jp>

